

平成27年12月  
大東市議会  
定例会議会議案  
条例等新旧対照表

印刷物番号

27-61

## も く じ

・議案第69号	大阪広域水道企業団規約 -----	2
・議案第73号	大東市附属機関条例 -----	4
・議案第74号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例 -----	6
	大東市消防団員等公務災害補償条例 -----	8
・議案第75号	大東市市税条例 -----	12
・議案第76号	大東市印鑑登録および証明に関する条例 -----	22
	大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例 -----	26
・議案第77号	大東市介護保険条例 -----	28
・議案第78号	大東市国民健康保険税条例 -----	30

大阪広域水道企業団規約 新旧対照表

新
第1条 (略) (企業団を組織する地方公共団体)
第2条 企業団は、 <u>別表第1</u> に掲げる地方公共団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。 (企業団の共同処理する事務)
第3条 (略) (1) (略) (2) <u>別表第2</u> に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務 (3) (略) (4) (略) (5) <u>前各号</u> に附帯する一切の事務
第4条 (略) (企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)
第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、 <u>33人</u> とする。 2 ～ 3 (略)
第6条 ～ 第14条 (略)
<u>別表第1</u> (略) <u>別表第2</u> (第3条関係)
<u>四條畷市、太子町、千早赤阪村</u>

主要改正点

- ・大阪広域水道企業団の共同処理する事務に四條畷市、太子町および千早赤阪村に係る水道事業の経営に関する事務を追加したこと。
- ・大阪広域水道企業団の議会の議員の定数を変更したこと。

旧
第1条 (略) (企業団を組織する地方公共団体)
第2条 企業団は、 <u>別表</u> に掲げる地方公共団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。 (企業団の共同処理する事務)
第3条 (略) (1) (略)  (2) (略) (3) (略) (4) <u>前3号</u> に附帯する一切の事務
第4条 (略) (企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)
第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、 <u>30人</u> とする。 2 ～ 3 (略)
第6条 ～ 第14条 (略)
<u>別表</u> (略)

大東市附属機関条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長	<u>大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議</u>	<u>大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策についての審議に関する事務</u>	<u>15人以内</u>
	<u>大東市建設事業事後評価委員会</u>	<u>本市が実施した建設事業に係る事後評価および対応方針についての審議に関する事務</u>	<u>5人以内</u>
	<u>大東市バリアフリー基本構想協議会</u>	<u>大東市バリアフリー基本構想の作成に関する協議および同基本構想の実施に係る連絡調整に関する事務</u>	<u>20人以内</u>
	<u>大東市空家等対策協議会</u>	<u>大東市空家等対策計画についての調査審議、特定空家に対する是正措置についての調査審議および空家対策についての協議に関する事務</u>	<u>30人以内</u>

主要改正点

- ・市長の附属機関に大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議および大東市空家等対策協議会を加えたこと。

旧			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長	<u>大東市建設事業事後評価委員会</u>	<u>本市が実施した建設事業に係る事後評価および対応方針についての審議に関する事務</u>	<u>5人以内</u>
	<u>大東市バリアフリー基本構想協議会</u>	<u>大東市バリアフリー基本構想の作成に関する協議および同基本構想の実施に係る連絡調整に関する事務</u>	<u>20人以内</u>

議案第74号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
大東市消防団員等公務災害補償条例

新

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条の2 (略)

(他の法令による給付との調整)

第5条 (略)

種 別	併 給 さ れ る 年 金	率
傷病補償年金		
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金		
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

主要改正点

- ・被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条の2 (略)

(他の法令による給付との調整)

第5条 (略)

種 別	併 給 さ れ る 年 金	率
傷病補償年金		
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について <u>国</u> 家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）もしくは <u>地方公務員等共済組合法</u> （昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「 <u>障害共済年金</u> 」という。）または障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金		
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について <u>障</u> 害共済年金または <u>障</u> 害厚生年金が支給される場合を除	0.88

新

遺族補償年金		
	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。）または国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 (略)

併給される年金	率
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

(大東市消防団員等公務災害補償条例)

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条の2 (略)

(他の法律による給付との調整)

旧

遺族補償年金	く。)	
	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について <u>国</u> 家公務員共済組合法もしくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金または遺族厚生年金が支給される場合を除く。）または国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 (略)

併給される年金	率
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について <u>障害共済年金</u> または障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条の2 (略)

(他の法律による給付との調整)

# 新

第5条 (略)

2 (略)

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により <u>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金</u> が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により <u>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金</u> が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により <u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金</u> が支給される場合を除く。）または国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

3 ~ 7 (略)

第6条 (略)

# 旧

第5条 (略)

2 (略)

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）</u> または <u>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金</u> が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により <u>国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金</u> が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により <u>国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金</u> が支給される場合を除く。）または国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

3 ~ 7 (略)

第6条 (略)

大東市市税条例 新旧対照表

新

第1条 ～ 第7条 (略)

(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法)

第8条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、または納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項または第5項の規定により、同条第1項もしくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)または同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項および第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る市の徴収金を分割して納付し、または納入させる場合においては、当該分割納付または当該分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限または納入期限までに納付し、または納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予または当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限ま

主要改正点

- ・市税の徴収猶予および換価の猶予について規定したこと。

旧

第1条 ～ 第7条 (略)

第8条から第17条まで 削除

## 新

たは各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があることおよびその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、または納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、または納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限および金額
- (3) 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額
- (4) 猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付または分割納入の方法により納付または納入を行うかどうか(分割納付または分割納入の方法により納付または納入を行う場合にあっては、分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額および所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名および住所または居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産および負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる

## 旧

## 新

### 書類

- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、または納入することができない事情の詳細
  - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項および第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限および金額
  - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、または納入することができないやむを得ない理由
  - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
  - (4) 第1項第5号および第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- (職権による換価の猶予の手続等)
- 第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、または納入させる方法とする。
- 2 第8第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項または第5項の規定により、分割して納付し、または納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項および第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

## 旧

## 新

(2) 分割納付または分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、または納入させる方法とする。

3 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項または第5項の規定により、分割して納付し、または納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、または納入することにより事業の継続または生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号までおよび第6号に掲げる事項

(3) 分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額

5 法第15条の6の2第1項および第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

## 旧

## 新

- (1) 猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合
- (2) 猶予期間が3月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第13条から第17条まで 削除

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、大東市公告式条例（昭和31年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行うものとする。

第18条の2 ～ 第22条 (略)

(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）または法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第24条 ～ 第145条 (略)

## 旧

(公示送達)

第18条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、大東市公告式条例（昭和31年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行うものとする。

第18条の2 ～ 第22条 (略)

(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）または法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第24条 ～ 第145条 (略)

議案第76号

大東市印鑑登録および証明に関する条例

大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例 新旧対照表

新

(大東市印鑑登録および証明に関する条例)

第1条 (略)

(定義)

第2条 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 住民基本台帳カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。

(5) (略)

第3条 ～ 第7条 (略)

(印鑑登録証の交付等)

第8条 市長は、前条の規定により印鑑を登録したときは、当該印鑑登録をした者（以下「印鑑登録者」という。）に印鑑登録証を交付し、または印鑑登録者が交付を受けている住民基本台帳カードに必要な情報を記録するものとする。

第9条 (略)

(登録事項の変更)

第10条 印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）に変更が生じたときは、印鑑登録者またはその代理人が印鑑登録証または住民基本台帳カード（大東市住民基本台帳カード

旧

第1条 (略)

(定義)

第2条 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 住民基本台帳カード 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定するカードをいう。

(5) (略)

第3条 ～ 第7条 (略)

(印鑑登録証の交付)

第8条 市長は、前条の規定により印鑑を登録したときは、印鑑登録証または住民基本台帳カード（大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成18年条例第2号）第2条第1号の規定により印鑑登録証として利用する者に限る。以下「住基カード」という。）を当該印鑑登録をした者（以下「印鑑登録者」という。）に交付するものとする。

第9条 (略)

(登録事項の変更)

第10条 印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）に変更が生じたときは、印鑑登録者またはその代理人が印鑑登録証または住基カードを添えて市長にその旨を届け出なければ

主要改正点

- ・住民基本台帳法が改正され、住民基本台帳カードに関する規定が削除されることに伴い、条文中の文言を整理したこと。

## 新

の利用に関する条例第3条第2項の規定により印鑑登録証としての情報が記録されているものに限る。以下同じ。)を添えて市長にその旨を届け出なければならない。

2 (略)

第11条 ～ 第12条 (略)

(暗証番号)

第13条 自動交付機による印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証または住民基本台帳カードを添えて(印鑑の登録を同時に行うときを除く。)、あらかじめ暗証番号の登録を、印鑑登録者自ら市長に申請し、登録を受けなければならない。

2 暗証番号を登録した印鑑登録者(以下「暗証登録者」という。)は、登録された暗証番号を変更しようとするときは、印鑑登録証または住民基本台帳カードを添えて、自ら市長に申請しなければならない。

3 (略)

4 暗証登録者は、登録された暗証番号を廃止しようとするときは、印鑑登録証または住民基本台帳カードを添えて、市長に申請しなければならない。

第14条 (略)

(印鑑登録証明書の交付)

第15条 印鑑登録者またはその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証または住民基本台帳カードを提示して市長に申請しなければならない。

2 (略)

(自動交付機による印鑑登録証明書の交付申請)

第16条 前条の規定にかかわらず、暗証登録者は、自ら自動交付機に印鑑登録証または住民基本台帳カードおよび暗証番号を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、自動交付機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第17条 ～ 第21条 (略)

## 旧

ばならない。

2 (略)

第11条 ～ 第12条 (略)

(暗証番号)

第13条 自動交付機による印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証または住基カードを添えて(印鑑の登録を同時に行うときを除く。)、あらかじめ暗証番号の登録を、印鑑登録者自ら市長に申請し、登録を受けなければならない。

2 暗証番号を登録した印鑑登録者(以下「暗証登録者」という。)は、登録された暗証番号を変更しようとするときは、印鑑登録証または住基カードを添えて、自ら市長に申請しなければならない。

3 (略)

4 暗証登録者は、登録された暗証番号を廃止しようとするときは、印鑑登録証または住基カードを添えて、市長に申請しなければならない。

第14条 (略)

(印鑑登録証明書の交付)

第15条 印鑑登録者またはその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証または住基カードを提示して市長に申請しなければならない。

2 (略)

(自動交付機による印鑑登録証明書の交付申請)

第16条 前条の規定にかかわらず、暗証登録者は、自ら自動交付機に印鑑登録証または住基カードおよび暗証番号を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、自動交付機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第17条 ～ 第21条 (略)

## 新

### (大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例)

(目的)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第12項の規定に基づき、住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 ～ 第7条 （略）

## 旧

(目的)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第8項の規定に基づき、住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 ～ 第7条 （略）

議案第 77 号

大東市介護保険条例 新旧対照表

新
第 1 条 ～ 第 11 条 (略) (保険料の徴収猶予)
第 12 条 (略)
2 (略)
(1) 第 1 号被保険者およびその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、 <u>住所および個人番号</u> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
(2) ～ (3) (略)
(保険料の減免)
第 13 条 (略)
2 (略)
(1) 第 1 号被保険者およびその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、 <u>住所および個人番号</u>
(2) ～ (3)
3 ～ 4 (略)
第 14 条 ～ 第 21 条 (略)

主要改正点

- ・介護保険料の徴収猶予および減免に係る申請書の記載事項に個人番号を加えたこと。

旧
第 1 条 ～ 第 11 条 (略) (保険料の徴収猶予)
第 12 条 (略)
2 (略)
(1) 第 1 号被保険者およびその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名 <u>および住所</u>
(2) ～ (3) (略)
(保険料の減免)
第 13 条 (略)
2 (略)
(1) 第 1 号被保険者およびその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名 <u>および住所</u>
(2) ～ (3)
3 ～ 4 (略)
第 14 条 ～ 第 21 条 (略)

大東市国民健康保険税条例 新旧対照表

新
<p>第1条 ～ 第24条の2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第24条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 氏名、<u>住所および個人番号</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条 ～ 第27条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得等</u>を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、第23条中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第</p>

主要改正点

- ・国民健康保険税の減免に係る申請書の記載事項に個人番号を加えたこと。
- ・上場株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例を変更したこと。

旧
<p>第1条 ～ 第24条の2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第24条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 氏名および住所</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条 ～ 第27条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得</u>を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、第23条中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2</p>

## 新

33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額とする。

4 ～ 5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

## 旧

第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

4 ～ 5 (略)

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

8 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における付則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に

## 新

8 (略)

9 (略)

10 (略)

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の

## 旧

係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における付則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

10 (略)

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

12 (略)

13 (略)

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第

## 新

額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

## 旧

314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

15 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における付則第4項（付則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、付則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。